

京都市告示第 6 0 7 号

道路法第 1 8 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 3 0 年 3 月 1 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
等持院経 5 号 線	北区等持院東町14番地の10地先から 同町15番地の 2 地先まで	旧	メートル 27.10	メートル 1.85 ~ 2.05
		新	27.10	3.28
等持院経 8 号 線	北区等持院東町 7 番地の 3 地先から 同町14番地の 9 地先まで	旧	33.20	3.80 ~ 4.05
		新	33.20	3.15 ~ 4.01
等持院緯 9 号 線	北区等持院東町14番地の12地先から 同町14番地の 9 地先まで	旧	51.40	3.85 ~ 5.95
		新	51.40	6.00 ~ 9.20
木屋町通	中京区備前島町310番地の 2 地先内	旧	8.30	2.64 ~ 10.40
		新	2.60	10.40
梅津緯58号線	右京区梅津段町 9 番地の 4 地先から 同町14番地の 1 地先まで	旧	38.60	1.00 ~ 1.20
		新	38.60	1.09 ~ 6.02
深草経77号線	伏見区深草坊町86番地地先から 同町51番地の 5 地先まで	旧	38.00	5.95 ~ 6.00
		新	38.00	6.00 ~ 6.01

(建設局土木管理部道路明示課)